

遊 漁 規 則

小菅村漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、小菅村漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第七号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員 以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（やまめ、にじます、いわな、及び、うぐい、をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限 に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、竿釣りによる遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第19条の規定による 禁止期間を延長するときは、総会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要が あるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 魚 種	イ漁具・漁法	ウ 区 域	エ 期 間
や ま め	竿 釣 り	全域（但し、禁漁区〔宮川、山沢川、玉川〕、及び組合が開設する小菅村村営第1釣場及び小菅村村営第2釣場を除く。以下同じ）	解 禁 日 から 9月30日まで
にじます	竿 釣 り	全域	解 禁 日 から 9月30日まで
にじます	竿 釣 り	小菅村字池之尻河原4308番地標柱1号と同池之尻河原4309番地標柱2号を結ぶ直線から小菅村4659番地先通称頭首工までの区域	10月1日から解禁日まで
い わ な	竿 釣 り	全域	解 禁 日 から 9月30日まで
う ぐ い	竿 釣 り	全域	解禁日から4月を除く9月30日まで
や ま め い わ な	竿 釣 り	小菅村村営第1釣場及び小菅村村営第2釣場	3月15日から 9月30日まで
にじます	竿 釣 り	小菅村村営第1釣場及び小菅村村営第2釣場	1月 1日から 12月31日まで

3 前項の定める期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、ウ欄の期間中は採捕してはならない。ただし、イ欄の漁具・漁法で釣った魚を直ちに再放流する場合

合はこの限りではない。

ア 区 域	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
小菅村セト2120-4地内にある 小菅村漁協の標識から下流の金風呂 橋の間の区域	竿釣り。ただし、疑似餌に よる釣り	解禁日から9月30 日まで

4 第2項の定めにかかわらず、小菅村橋立地区の上流、通称第一堰堤より上流すべての区間について、釣って持ち帰る尾数の限度を一人1日5尾とする。

5 第2項の定めにかかわらず、小菅村字池之尻川原4308番地標柱1号と同池之尻川原4309番地標柱2号を結ぶ直線から小菅村字淀4123番地先標柱3号と同村字腰越4076番地先標柱4号を結ぶ直線までの小菅村村営第1釣場の区間及び、小菅村字白沢夏地1863-2番地標柱1号と同村字エボシ1958番地標柱2号を結ぶ直線から小菅村字ムッカ1970番地標柱3号と同村字発沢1982番地標柱4号を結ぶ直線までの小菅村村営第2釣場の区間においては、別に定める特別遊漁料を納付しなければ遊漁してはならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所（山梨県北都留郡小菅村4383番1）又は、別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）及び遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は次表のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料(円)	
			前 売 り	現場売り
やまめ にじます いわな うぐい	竿 釣 り	1 日	1,500円	3,000円
		1 年 (10月1日から解 禁日までを除く)	6,000円	6,000円

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。

中 学 生 以 下	無 料
肢 体 不 自 由 者 (障害者手帳をお持ちの方)	無 料
女 性	前項遊漁料の2分の1

3 第3条第5項の特別遊漁料は、次表のとおりとする。

(1) 小菅村村営第1釣場

魚種	釣り方	期間	特別遊漁料 (円)	中学生以下の特 別遊漁料 (円)
やまめ・いわな	餌釣り	1 日	4,500	2,500
にじます	餌釣り	1 日	3,800	2,000
やまめ・いわな・ にじます	疑似餌釣り	1 日	4,500	2,000
	キャッチ&リリース	1 日	3,000	
	キャッチ&リリース	4 時間	2,000	
	キャッチ&リリース	3月1日～9月30日	20,000	

(2) 小菅村村営第2釣場

魚 種	期 間	特別遊漁料 (円)	中学生以下の特別 遊漁料 (円)
や ま め	1 日	4, 5 0 0	2, 5 0 0
い わ な	1 日	4, 5 0 0	2, 5 0 0
に じ ま す	1 日	3, 8 0 0	2, 0 0 0

- 4 次表ア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛久保518-1番地）又は県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア 漁 場 区 域	イ 魚 種	ウ 漁具・漁法	エ 遊漁料 (円))
内共第七号に係るすべての漁場区域 但し、小菅村村営第1釣場、小菅村村営第2釣場を除く。 但し、10月1日から解禁日までを除く。	や ま め に じ ま す い わ な う ぐ い	竿 釣 り	2 5, 0 0 0

(遊漁承認証に関する事項)

- 第5条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-(1)または別記様式1-(2)の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。
- 2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1-(3)の共通遊漁承認証（以下「共通遊漁承認証」という。）を交付するものとする。
- 3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証又は、共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。
- 2 漁場監視員は、別記様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

附 則（施行期日）

1. この規則は平成26年1月1日から施行する。

附 則（施行期日）

1. この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（施行期日）

1. この規則は、令和5年6月1日から施行する。

附 則（施行期日）

1. この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則（施行期日）

1. この規則は、令和6年6月1日から施行する。

別表 第4条第1項に定める前売り遊漁料の納付場所

住 所	名 前	備 考
小菅村川池	ひろせ商店	
小菅村川池	廣瀬屋旅館	
小菅村川池	小菅フィッシングヴィレッジ	
小菅村東部	ほうれん坊の森	
小菅村東部	玉川キャンプ村	
全国の店舗	ローソン	
全国の店舗	ファミリーマート	
全国の店舗	セブン-イレブン	
全国の店舗	ミニストップ	
小菅村川池	美勢屋	
小菅村田元	平山キャンプ場	
小菅村東部	チャーちゃんまんじゅう	
オンラインシステム		

なお、この表に定めるもののほか「小菅村漁業協同組合 釣り券販売所」の幟旗の立つ所も納付場所とする。

様式 1 - (1) 遊漁承認証

表	裏				
遊漁承認証 NO 下記のとおり遊漁を承認します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊 漁 者</td> <td style="width: 90%;">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名 年齢</td> </tr> </table> 承認期間 魚 種 漁具漁法 遊漁区域 遊漁料 発行者 小菅村漁業協同組合 印	遊 漁 者	住所		氏名 年齢	注 意 事 項 1 2 3
遊 漁 者	住所				
	氏名 年齢				

様式 1 - (2) 遊漁承認証

小菅村漁業協同組合遊漁承認証(魚種)				
承認期間 電話番号: 遊漁期間: 注意事項:	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">日</td> </tr> </table> 遊漁料 魚種: 下記余白に氏名・住所・年齢をご記入下さい。 漁法: 遊漁区域:	年	月	日
年	月	日		

様式 1 - (3) 共通遊漁承認証

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">住所</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> </tr> </table>	氏名	住所			県下共通遊漁承認証 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">年 度</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">魚 種</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">写 真</td> </tr> </table>	年 度	魚 種	写 真	No. <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">5</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">4</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	5	4	3			
氏名	住所														
年 度	魚 種	写 真													
5	4	3													
才	山梨県漁業協同組合連合会 印	注 意 事 項 5 遊 漁 料 4 遊 漁 区 域 3 漁 具 漁 法 2 魚 種 1 承 認 期 間													

様式 2

漁場監視員証		漁場監視員講習会終了証	
第 号			
住 所			
氏 名	(年令	写真	
平成 年 月 日から			
平成 年 月 日まで有効			
小菅村漁業協同組合 印			